

令和4年7月21日

都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 神山昌則

副委員長 山本武朝

1 開催日時 令和4年7月21日（木曜日）午前10時00分～午前10時26分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

- (1) 指定管理者の募集等について
- (2) 専決処分の報告について
- (3) 専決処分の報告について
- (4) 専決処分の報告について
- (5) 専決処分の報告について
- (6) 専決処分の報告について
- (7) 事故の報告について
- (8) 訴訟（控訴審）の報告について
- (9) ねぶた祭、お盆の市営バス運行について
- (10) 令和3年度における市営バスの交通事故発生状況について

○出席委員

| | | | |
|------|------|----|------|
| 委員長 | 神山昌則 | 委員 | 工藤健 |
| 副委員長 | 山本武朝 | 委員 | 藤原浩平 |
| 委員 | 中田靖人 | 委員 | 奥谷進 |
| 委員 | 竹山美虎 | 委員 | 里村誠悦 |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-------|---------|------|
| 企業局長 | 鈴木裕司 | 都市整備部次長 | 土岐政温 |
| 都市整備部長 | 清水明彦 | 交通部次長 | 西村務 |
| 都市整備部理事 | 佐々木浩文 | 交通部管理課長 | 堀川慎一 |
| 水道部長 | 横内修 | 関係課長等 | |
| 交通部長 | 佐々木淳 | | |

○事務局出席職員氏名

| | | | |
|---------|------|---------|------|
| 議事調査課主査 | 柿崎良輔 | 議事調査課主査 | 木村結衣 |
| 議事調査課主査 | 笹田貴子 | | |

○**神山昌則委員長** ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

最初に、「指定管理者の募集等について」報告を求めます。都市整備部長。

○**清水明彦都市整備部長** それでは、指定管理者の募集等について御報告いたします。

市では、平成 17 年度から公の施設の管理運営に指定管理者制度を導入しておりまして、今回、指定期間が今年度までとなっております青森地区及び浪岡地区の市営住宅等について、指定管理者の募集等を行うものであります。

配付しております資料を御覧ください。

募集する施設といたしましては、青森地区がNo. 1 の青森市営住宅花園団地からNo. 22 の青森市営住宅はままち団地までの 22 施設、浪岡地区がNo. 1 の青森市営住宅赤川団地からNo. 6 の青森市営住宅福田団地まで、No. 8 の大杉公園、No. 10 の浪岡総合公園からNo. 14 の浪岡相撲場まで、No. 16 の花岡公園の 13 施設で合計 35 施設となっております。また、施設名の網掛け部分、No. 7 の青森市浪岡大杉公民館、No. 9 の青森市浪岡体育館、No. 15 の健康の森花岡プラザ、No. 17 の花岡農村環境改善センターにつきましては、それぞれの施設を所管する部局におきまして、本日、各常任委員協議会で御報告させていただいております。

今回の募集内容であります、青森地区及び浪岡地区ともに、指定期間は令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間、利用料金等は、浪岡地区のNo. 11 の浪岡野球場からNo. 14 の浪岡相撲場の 4 施設において一部利用料金制を採用し、募集形態は浪岡地区のNo. 8 の大杉公園を除いて公募することとしております。また、施設間のネットワークや運用面での効率化の観点から、資料記載のグルーピングの区分で複数の施設を同一の指定管理者に一括管理していただくこととしております。

次に、募集に関するスケジュールといたしましては「広報あおもり」8 月 1 日号に公募施設一覧を掲載する予定となっております。

募集要項につきましては、8 月 1 日月曜日から 9 月 6 日火曜日まで施設所管課で配布するほか、8 月 1 日からは市ホームページにおきましても掲載予定となっております。

申請書等の受付につきましては、8 月 30 日火曜日から 9 月 6 日火曜日までとなっております、その後、9 月下旬以降に開催を予定しております青森市指定管理者選定評価委員会におきまして、指定管理者の候補者を選定・審査し、令和 4 年第 4 回青森市議会定例会に指定議案を提案する予定となっております。

報告は以上でございます。

○**神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分報告について」は、関連する 5 件の専決処分について一括で報

告を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 専決処分の報告につきまして、まず初めに、3月8日の本委員会で事故の報告をいたしました、里見二丁目の市道三内久須志線で発生した事故につきまして、本日、専決処分の報告を案件としておりましたが、示談までに要する手続等で不測の日数を要しておりますことから、本日の報告については取り下げさせていただきまして、改めて報告いたします。

それでは、これまで既に御報告しております市道等において発生した事故につきまして、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分5件について、お手元に配付しております資料に基づきまして、御説明させていただきます。

まず、資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和4年3月2日、午後5時45分頃に、浜田字玉川付近の市所有の法定外公共物道路において、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前後輪タイヤを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として1万9944円を負担することで合意し、合意内容について、令和4年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和4年3月11日、午前5時頃に、牛館字松枝の市道新町野6号線におきまして、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前輪タイヤ及び右側前後輪ホイールを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対して、車両修理費として、2万7995円を負担することで合意し、合意内容について、令和4年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料3を御覧ください。

事故の発生は、令和4年3月11日、午後6時30分頃に、幸畑字唐崎の市道筒井幸畑団地線におきまして、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものでございます。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対して、車両修理費として2万460円を負担することで合意し、合意内容について、令和4年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料4を御覧ください。

事故の発生は、令和4年4月16日、午後2時30分頃に、浜田字玉川の市道浜田20号線におきまして、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前輪タイヤ及びホイールを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として6930円を負担することで合意し、合意内容について、令和4年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料5を御覧ください。

事故の発生は、令和4年5月4日、午前11時30分頃に、国道103号を走行中の車両が、市道中央卸売市場1号線と交わる青森中央学院大学付近の交差点で信号待ちのために停車していたところ、暴風の影響により、国道103号の歩道に設置している市管理の案内板から金属片が落下し、車両を損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として28万6088円を負担することで合意し、合意内容について、令和4年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、いずれも市が加入している保険で対応しております。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 市道で発生した事故について、お手元に配付しております資料に基づき、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和3年12月4日、午後5時35分頃に、市道四ツ石田茂木野線を走行中の車両が、道路を塞ぐように倒れていた木に衝突し、車両のフロント部分を損傷したものであります。

事故当時の状況についてですが、当日、吹雪を伴う強風により視界が悪くなっていた状況の中、四ツ石里見付近の市道を走行中に、運転手が前方の倒木に気づきブレーキを踏んだが間に合わずに衝突したものでございます。

事故現場につきましては、事故の通報を受けた当日に、道路維持課職員が倒木を撤去し、安全確認をしております。また、今回の事故につきましては、幸いけが人はなく、市が加入している保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

事故の報告につきましては、以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「訴訟（控訴審）の報告について」報告を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 令和4年2月10日に開催の都市建設常任委員協議会において御報告いたしました、住民訴訟の控訴審に係る判決がありましたので、御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

まず、住民訴訟の概要につきまして御説明いたします。控訴審に係る経緯といたしまして、令和3年1月6日付けで、控訴人が青森市監査委員へ行った法定外公共物の財産管理に関する住民監査請求の結果を不服とし、令和3年5月14日に送達による住民訴訟が提起されたところであり、その結果、令和4年1月14日付けで青森地方裁判所より市の全面勝訴判決の言渡しがありました。その後、令和4年1月26日付けで控訴人が第一審の判決に不服として、控訴の申立てがなされたところがあります。

控訴人の請求の趣旨といたしましては、1つに、「公有財産である水路を周辺住民が許可なく使用していることは違法であることから直ちに回復の上、使用者へ損害賠償請求をすること」、2つに、「訴訟費用は被控訴人の負担とすること」として控訴したものであります。それに対して市は、「不法占用の可能性を覚知してから、解消に向けた対応を行っているところであり、違法又は不当に財産の管理を怠っている事実はない」と主張したところがあります。

次に、控訴審の判決内容であります。令和4年6月23日付けで仙台高等裁判所より判決の言渡しがあり、判決内容としましては、「本件控訴及び控訴人の当審で拡張した請求をいずれも棄却する」及び「控訴費用は控訴人の負担とする」というもので、控訴審におきましても、市の主張が全面的に認められたところがあります。

最後に、控訴審の経過といたしまして、本件控訴審は、4月14日に行われた第一回口頭弁論において同日結審となり、6月23日付けで、判決が言い渡されたところがあります。控訴審の判決内容を不服とし、令和4年7月6日に控訴人から上告の申立てがあったところがあります。

市といたしましては、引き続き、上告審へ対応するとともに、今後も法定外公共物である水路等について適正な管理に努めてまいります。

以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「ねぶた祭、お盆の市営バス運行について」報告を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 今年のねぶた祭及びお盆期間における市営バスの運行について御報告いたします。

まず、ねぶた祭期間中のバス運行についての御報告をいたします。

こちらにつきましては、7月8日付けで委員の皆様にはあらかじめタブレット配信済みとなっておりますけれども、お手元の資料を元に御報告をさせていただきます。

お手元の資料1「令和4年度 ねぶた祭に伴うバス運行のご案内」を御覧ください。

ねぶた祭期間中につきましては、国道や新町通りなど、交通規制により通行止め

となるため、8月2日から6日までは18時頃から、7日については12時頃から、ねぶた運行終了時まで市営バスの運行コースを変更いたします。迂回経路につきましては、資料の下の案内図に記載のとおり、これまで同様、国道・新町通り経由を、安方・本町経由や、中央古川・旧線路通り経由などに迂回させるとともにそれぞれに臨時のバス停を設けることとしております。

資料1の裏面を御覧ください。

ねぶた祭期間中の臨時バスにつきましては、2日から7日の花火大会までの間、青森駅や古川から各方面への便をそれぞれ記載のとおり運行いたします。記載の中で「※」としておりますところがありますけれども、青森駅から東部営業所までの便及び古川から西部営業所までの便につきましては、21時から21時30分までの間、お客様の利用状況に応じて、随時臨時便として発車させる対応としております。

次に、お盆期間中における臨時便の運行について御報告いたします。

お盆期間の運行につきましては、墓参り客の需要に合わせ、三内・八甲田・月見野の各霊園行きのバスについて、昨年と同様、8月12日、13日、16日、20日の4日間、それぞれ臨時バスを運行いたします。

資料2「令和4年度 お盆臨時バス運行のご案内」を御覧いただきたいと思えます。

まず、三内霊園でありますけれども、8月13日土曜日につきましては、令和2年から新型コロナウイルス感染予防の観点から、利用者の多い古川バス停からの混雑を解消するために三内霊園と青森駅間の便を19便増便してありまして、利用者の分散が確認されておりますことから、今年も同様の対応とし、三内霊園行きはおおむね20分から30分の間隔、三内霊園発については10分から15分間隔で運行することにより、72便の臨時便を運行いたします。また、16日及び20日につきましても、昨年同様、それぞれ8便の臨時バスを運行いたします。

資料2の裏面を御覧いただきたいと思えます。

八甲田霊園行きにつきましても、昨年同様、8月12日金曜日は往復で4便、13日土曜日は12便、16日火曜日及び20日土曜日につきましては、それぞれ8便の臨時バスを運行いたします。

次に、月見野霊園行きにつきましては、明の星高校経由については、12日金曜日は往復で4便、13日土曜日は11便、16日火曜日は8便、20日土曜日は6便の臨時バスを運行することとしてありまして、資料にも記載しておりますとおり月見野霊園行き明の星高校経由につきましては、土曜日については、2便の定期便をそのまま運行させていただくということで、結果としては昨年同様の運行状態となっております。幸畑市民館経由につきましては、13日土曜日に2便の臨時バスを運行いたします。

なお、各霊園からの臨時便の発車時刻につきましては、御利用者が各霊園におおむね1時間は滞在できるように設定しております。

最後に、ねぶた祭、お盆の運行に関する周知につきましては、「広報あおもり」やホームページ、ツイッターなどでお知らせするほか、それぞれの案内チラシを東西の各営業所、青森駅前発売所、N T T青森支店前発売所、市役所本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、各市民センターなどへ設置するとともに、お墓所有者への霊園管理料納付書送付時におきまして臨時バス時刻表を同封することや臨時バスが利用いただける主要バス停留所へ掲示するなど、広くお知らせしてまいります。

報告は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和3年度における市営バスの交通事故発生状況について」報告を求めます。交通部長。

○佐々木淳交通部長 令和3年度における市営バスの交通事故発生状況について御報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 交通事故の種類別件数」につきましては、人身事故が7件、物損事故が43件、人身・物損の両方の事故として処理されたものが1件の合計51件で、前年度より2件減少した結果となっております。

なお、人身事故につきましては、令和2年度と比較して1件増加しておりますが、令和3年度は、全て車内で起きた事故となっております。

次に、「2 交通事故の過失別件数」につきましては、当方に過失があるものが24件、双方に過失割合があるものが7件、また、相手側に過失があるものが18件、責任の所在が特定できない不可効力によるものが2件となっております。当方に責任があった事故件数につきましては、双方に過失割合があるものを含めて31件であり、昨年度より3件減少してございます。

「3 交通事故の月別件数」でありますけれども、令和3年度は、おおむね昨年度並みで推移してございましたが、例年どおり冬になりますと、事故件数が多くなる傾向となっております。

このため、昨年度は新たに令和2年度に導入したドライブレコーダーの冬期間の映像等を活用した運転研修を実施したほか、冬期間における事故発生箇所や危険箇所等について、乗務員が認識しやすいように各営業所内に地図を貼り出すなど、乗務員への注意喚起を行うなどの対策を講じ、運行を行ってまいりました。

今後におきましても、交通事故の防止に向けて、日々、乗務前の点呼において、乗客の乗降時の安全確認の徹底や急な加速・減速を避け、ゆとりをもって運転することを出発前に声を出して読み上げるなど、乗務員に安全確保について再認識することを更に徹底するとともに、ドライブレコーダーを活用した運転研修などの充実に努め、安全運転の徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○**神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。里村委員。

○**里村誠悦委員** 事故が多いようですけれども、事故の過失にも当方、それから相手、双方とありますけれども、当方が悪いというのはどういう状況になっているのか。また、それに対して、手すりを多くつけるとか、状況が分かんないんですけれども、例えば、転びやすいとか、そのために何かそういう対策をしているのか、答弁をお願いします。

○**神山昌則委員長** 交通部長。

○**佐々木淳交通部長** 双方に責任割合があるというようなケースの御質疑かと思えますけれども、様々例はあるんですけれども、例えば、交差点に進入しようとしたところ、右側車線を走行していた相手方の車が交差点に進入してきたのと接触してしまったと。どちらも走行中でしたので、双方に過失割合が出てきたとか、交差点でのそういう接触事故等がやはり多いかと思えます。

里村委員がおっしゃいましたとおり、例えば、歩行者のためのガードレールとか道路ということかなと思いますけれども、様々な安全対策につきましては、その都度、改善が必要なものについては各部と協力して情報交換するなどして対応しているということで考えております。

以上でございます。

[里村誠悦委員「ごめんなさい、けがだと思ったの。はい、分かりました」と呼ぶ]

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありますか。工藤委員。

○**工藤健委員** 車内での事故なんですけれども、人身事故が全て車内での事故という——どういったケースなのか教えてください。

○**神山昌則委員長** 交通部長。

○**佐々木淳交通部長** 車内事故の具体的な事案ということでの御質疑だと思います。

こちらについての多くは、おおむね2通りというか、まずは発車もしくは停車時に、乗車していた方——多くは立たれている方ですけれども、バランスを崩されて、転倒したりバスの中の物にぶつかったりとかということになると、もう1つは、乗・降車時に、バスドアの開け閉めの段階で、ドアに接触されて、けがをされるというようなケースがあります。

以上でございます。

○**神山昌則委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** それは高齢者の方が多いということにもなるんですか。

○**神山昌則委員長** 交通部長。

○**佐々木淳交通部長** ざっと見たところ、やはり高齢者の方が多いかと思えますけれども、高齢者の方に限らず、そういう事故に遭われてる方もおりますので、いず

れにいたしましても、高齢者のみならず、乗客の方のそういう動向については注意を払う必要があると認識しておりまして、その旨、日々、交通安全への意識づけを交通部として行っているところであります。

○**神山昌則委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 私も、たまに乗らせてもらっていますけれども、以前に比べると、とてもインターバルが多く、注意喚起をしながら乗り降りとか、あと停まってから席を立ててくださいとか、そういうアナウンスが多いと思っておりますけれども、今まで以上に気をつけていただきたいと思います。

以上です。

○**神山昌則委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** 車内ドライブレコーダーはないんですか。

○**神山昌則委員長** 交通部長。

○**佐々木淳交通部長** ドライブレコーダーは全車両についておりまして、車内についても、確認できることになっております。

○**神山昌則委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** そうすると、こういった車内での事故の場合は、車内に設置されているドライブレコーダーで状況判断した上でっていうことですね。

○**神山昌則委員長** 交通部長。

○**佐々木淳交通部長** 委員がおっしゃるとおり、車内の事故につきましても、ほとんどがそういう、現場が確認できる状況だと伺っていますし、車外の事故につきましても、ドライブレコーダーで確認できますので、先ほどお話ししたとおり、そういう事例も含めまして、具体的なその事故事例を踏まえた研修ということを行っております。

以上でございます。

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありますか。

このほか、委員の皆さんから、御意見等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)